京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則（令和６年１１月８日京都市規則第２７号）　新旧対照表

現　　行	改　正　後
（再生可能エネルギー電気等） 第４条　条例第１１条第１項第１号イに規定する別に定めるものが付与された電気は、次に掲げるものにより再生可能エネルギー電気以外の電気に再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気とする。 ⑴　非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第２条第２項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用して得られる電気としての価値の取引を可能にするために、当該価値を証するものをいう。）のうち、再生可能エネルギー電気としての価値を証するもの （以下略）	（再生可能エネルギー電気等） 第４条　条例第１１条第１項第１号イに規定する別に定めるものが付与された電気は、次に掲げるものにより再生可能エネルギー電気以外の電気に再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気とする。 ⑴　非化石証書（非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第２条第２項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を利用して得られる電気としての価値の取引を可能にするために、当該価値を証するものをいう。）のうち、再生可能エネルギー電気としての価値を証するもの （以下略）
（温室効果ガスを排出しない新車等の購入等） 第９条（前略） ５　条例第３３条第１項第２号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 （中略） ⑶　ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第２条第１６項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するもの（第１号に該当するものを除く。）をいう。） （中略） ⑸　揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車（第１号及び第３号に該当するものを除く。）のうち、その燃料消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」とい	（温室効果ガスを排出しない新車等の購入等） 第９条（前略） ５　条例第３３条第１項第２号に規定する別に定める自動車は、次に掲げるものとする。 （中略） ⑶　ハイブリッド自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第２条第１７項に規定する自動車排出ガス（以下「自動車排出ガス」という。）の排出の抑制に資するもの（第１号に該当するものを除く。）をいう。） （中略） ⑸　揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車（第１号及び第３号に該当するものを除く。）のうち、その燃料消費効率（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等

う。）第１４７条第１号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）が別に定める基準に適合するもの （以下略）	に関する法律（以下「法」という。）第１５１条第１号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下同じ。）が別に定める基準に適合するもの （以下略）
（特定排出機器） 第１０条　条例第３４条第１項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 ⑴　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）第１８条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの （以下略）	（特定排出機器） 第１０条　条例第３４条第１項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。 ⑴　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（以下「省エネルギー令」という。）第１８条第２号に掲げるエアコンディショナーのうち別に定めるもの （以下略）
（エネルギー消費効率） 第１２条　条例第３４条第１項に規定する別に定める方法は、法第１４５条第１項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。	（エネルギー消費効率） 第１２条　条例第３４条第１項に規定する別に定める方法は、法第１４９条第１項に規定する事項に関し経済産業大臣が定める測定方法とする。
（特定建築物の規模） 第２２条　条例第４９条第１項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が２，０００平方メートル以上の建築物とする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第１８条各号のいずれかに該当する建築物を除く。	（特定建築物の規模） 第２２条　条例第４９条第１項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が２，０００平方メートル以上の建築物とする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第２０条各号のいずれかに該当する建築物を除く。
（準特定建築物の規模） 第３４条　条例第６３条に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物とする。ただし、次に掲げるものを除く。	（準特定建築物の規模） 第３４条　条例第６３条に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満の建築物とする。ただし、次に掲げるものを除く。

⑴　建築物省エネ法第１８条各号のいずれかに該当する建築物 （以下略） （建築士が説明を要する建築物の規模） 第３７条　条例第６５条第１項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が１０平方メートル以上の建築物とする。ただし、建築物省エネ法第１８条各号のいずれかに該当する建築物を除く。 （緑化計画書の提出） 第４１条（前略） ２　条例第６９条第１項に規定する別に定める日は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第１８条第２項の規定による通知の日から起算して３０日前の日とする。 （以下略）	⑴　建築物省エネ法第２０条各号のいずれかに該当する建築物 （以下略） （建築士が説明を要する建築物の規模） 第３７条　条例第６５条第１項に規定する別に定める建築物は、その床面積（増築の場合にあっては、当該増築に係る部分の床面積）の合計が１０平方メートル以上の建築物とする。ただし、建築物省エネ法第２０条各号のいずれかに該当する建築物を除く。 （緑化計画書の提出） 第４１条（前略） ２　条例第６９条第１項に規定する別に定める日は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第１８条第２項若しくは第４項の規定による通知の日から起算して３０日前の日とする。 （以下略）